

令和7年度 第3回
山形地方最低賃金審議会

期 日 令和7年9月3日（水）
午前10時00分
場 所 山形労働局 大会議室

会 議 次 第

- 1 開会
- 2 議事
 - （1）山形県最低賃金の改正決定について（答申）
 - （2）山形県特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性について（諮問）
 - （3）その他
- 3 その他
- 4 閉会

資 料 目 次

I	令和7年度特定（産業別）最低賃金の改正決定の申出状況・・・・・・・・・・	1
II	令和7年度特定（産業別）最低賃金の改正決定の申出書	
1	山形県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、他に分類されない はん用機械・装置、化学機械・同装置、真空装置・真空機器製造業最低 賃金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2	山形県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械 器具製造業最低賃金・・・・・・・・・・・・・・・・	4
3	山形県自動車・同附属品製造業最低賃金・・・・・・・・・・・・・・・・	7
4	山形県自動車整備業最低賃金・・・・・・・・・・・・・・・・	9
III	2025年度「特定最低賃金」疎明資料解説（連合山形作成）・・・・・・・・	12

令和7年度 特定（産業別）最低賃金の改正決定の申出状況

山形労働局 作成						
特定（産業別）最低賃金	申出月日	申出代表者	適用労働者 (人)	合意労働者 (人)	合意労働者 の割合 (%)	備 考
ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、他に分類されないはん用機械・装置、化学機械・同装置、真空装置・真空機器製造業	8月6日	JAM南東北山形県連絡会 会長 納富 聡	2,555	857	33.5%	
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	8月6日	全日本電機・電子・情報関連産業 労働組合連合会 山形地域協議会 議長 柿崎 隆英	19,223	9,000	46.8%	
自動車・同附属品製造業	8月6日	JAM南東北山形県連絡会 会長 納富 聡	4,284	1,978	46.2%	
自動車整備業	8月6日	自動車総連山形地方協議会 議長 石山 智規	3,269	1,481	45.3%	

(注) 1 適用労働者数は、各産業の令和6年12月1日現在（前年度調査）の実質的な労働者数。
2 合意労働者の割合は、小数点第二位以下四捨五入。

2025年8月 6日

山形労働局長
島田博和殿

天童市久野本四丁目15-20
やはぎビル2F-D
JAM南東北山形県連絡会
会長 納 富 聡

申 出 書

最低賃金法第15条、第1項の規定により、山形県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、他に分類されないはん用機械・装置、化学機械・同装置、真空装置・真空機器製造業最低賃金の改正を下記の通り申し出る。

記

1. 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲

山形県において、ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、他に分類されないはん用機械・装置、化学機械・同装置、真空装置・真空機器製造業を営む使用者に使用される労働者

2, 555 人

2. 改正決定を申し出る最低賃金の件名

山形県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、他に分類されないはん用機械・装置、化学機械・同装置、真空装置・真空機器製造業最低賃金

3. 申出の内容

上記2の最低賃金の改正決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条、第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申出の理由

申出産業においては、同種の基幹的労働者について産業別最低賃金の改正を必要とする程度の賃金格差が存在する等のため、事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の合意をもって法定最低賃金の改正決定を求めるものである。

5. 添付書類

- (1) 山形県におけるポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、他に分類されないはん用機械・装置、化学機械・同装置、真空装置・真空機器製造業の事業所数と労働者数の概数
- (2) 申出代表者に対する委任書
- (3) 最低賃金改定の決議書



以 上

一般産業用機械・装置、真空装置・真空機器製造業

1. それぞれ合意効力の及ぶ労働者の範囲とその数、及び当該地域内の同種の労働者の概数

(1) 山形県における一般産業用機械・装置製造業の事業所数と労働者の概数

産業分類	事業所数	適用労働者数	備 考
一般産業用機械・装置製造業 E252, E253, E2596, E2621 の一部、 E2652, E2693 除くもの (E2532 の一部、E2535)	78	2,555人	

(2) 合意の効力の及ぶ山形県における一般産業用機械・装置製造業の労働者の範囲

総 括 表

合意のケース	合意の効力の及ぶ範囲		備 考
	労働協約等の数	適用労働者数	
労働協約			
労使協定等			
機関決定	7	857人	
個別合意等			
総 計	7	857人	

① 労働組合により最低賃金を改定することが必要であるとの機関決定が、行われている
場合の構成員の内訳

	機関決定を行った労働組合名	その構成員（労働組合員）数
1		249人
2		58人
3		67人
4		49人
5		27人
6		132人
7		275人
	合 計	857人

2. 申出代表者に対する委任書
(別紙に添付)

2025年8月 6日

山形労働局長
島田博和殿

山形市木の実町 12-37 大手門パルズ内
全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会
山形地域協議会
議長 柿崎隆英

申 出 書

最低賃金法第15条、第1項の規定により、山形県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の最低賃金の改正決定を下記の通り申し出る。

記

1. 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲

山形県において、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者

19,223 人

2. 改正決定を申し出る最低賃金の件名

山形県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

3. 申出の内容

上記2の最低賃金の改正決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条、第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申出の理由

申出産業においては、同種の基幹的労働者について産業別最低賃金の改正を必要とする程度の賃金格差が存在する等のため、事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の合意をもって法定最低賃金の改正決定を求めるものである。

5. 添付書類

- (1) 山形県における山形県電気機械器具製造業の事業所数と労働者数の概数
- (2) 申出代表者に対する委任書
- (3) 労働協約の写し
- (4) 最低賃金改正の必要性の決議書
- (5) 個々の労働者の合意書



以上

電気機械器具製造業

1. それぞれ合意の効力の及ぶ労働者の範囲とその数、及び当該地域内の同種の労働者の概数

(1) 山形県における電気機械器具製造業の事業所数と労働者の概数

産業分類	事業所数	労働者数	備 考
電気機械器具製造業 E28, E29, E30、除くもの (E293, E295, E2973 の一部, E299)	3 5 2	1 9, 2 2 3 人	

(2) 合意の効力の及ぶ山形県における電気機械器具製造業の労働者の範囲

総 括 表

合意のケース	合意の効力の及ぶ範囲		備 考
	労働協約等の数	労働者数	
労働協約			
労使協定等	1 5	3, 7 1 5 人	
機関決定	1 3	5, 2 0 0 人	
個別合意等	1	8 5 人	
総 計	2 9	9, 0 0 0 人	

① 賃金の最低額に関する労使協定の適用を受ける者の内訳

	事 業 所 名	組 合 名	適用労働者数
1			1 9 5 人
2			1 5 6 人
3			4 6 9 人
4			2 4 5 人
5			1 7 7 人
6			2 2 7 人
7			3 4 9 人
8			1 9 3 人
9			1 6 4 人
10			1 2 6 人
11			2 7 2 人
12			2 9 0 人
13			5 0 9 人
14			2 5 8 人
15			8 5 人
合 計			3, 7 1 5 人

- ② 労働組合により最低賃金を改定することが必要であるとの機関決定が行われている場合
の構成員の内訳

	機関決定を行った労働組合名	その構成員（労働組合員）数
1		412人
2		140人
3		87人
4		427人
5		65人
6		105人
7		415人
8		305人
9		1,728人
10		380人
11		253人
12		312人
13		571人
合 計		5,200人

- ③ 改定決定に関する申出について書面をもって合意を行った労働者の内訳

	事業所名	合意を行った労働者数
1		85人
合 計		85人

2. 申出代表者に対する委任書
(別紙に添付)

2025年8月 6日

山形労働局長
島田博和殿

天童市久野本四丁目15-20
やはぎビル2F-D
JAM南東北山形県連絡会
会長 納富 聡

申 出 書

最低賃金法第15条、第1項の規定により、山形県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正を下記の通り申し出る。

記

1. 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲

山形県において、自動車・同附属品製造業を営む使用者に使用される労働者

4, 284 人

2. 改正決定を申し出る最低賃金の件名

山形県自動車・同附属品製造業最低賃金

3. 申出の内容

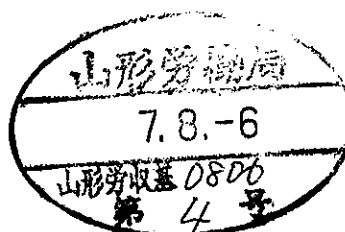
上記2の最低賃金の改正決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条、第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申出の理由

申出産業においては、同種の基幹的労働者について産業別最低賃金の改正を必要とする程度の賃金格差が存在する等のため、事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の合意をもって法定最低賃金の改正決定を求めるものである。

5. 添付書類

- (1) 山形県における自動車・同附属品製造業の事業所数と労働者数の概数
- (2) 申請代表者に対する委任書
- (3) 労働協約の写し
- (4) 最低賃金改正の必要性の決議書



以 上

自動車・同附属品製造業

1. それぞれ合意の効力の及ぶ労働者の範囲とその数、及び当該地域内の同種の労働者の概数

(1) 山形県における自動車・同附属品製造業の事業所数と労働者の概数

産業分類	事業所数	適用労働者数	備 考
自動車・同附属品製造業 E311	94	4,284人	

(2) 合意の効力の及ぶ山形県における自動車・同附属品製造業の労働者の範囲

総 括 表

合意のケース	合意の効力の及ぶ範囲		備 考
	労働協約等の数	労働者数	
労働協約	2	721人	
労使協定等			
機関決定	8	1,257人	
個別合意等			
総 計	10	1,978人	

① 賃金の最低額に関する労働協約の適用を受ける者の内訳

	事業所名	組合名	協約適用労働者数	備 考
1			541人	
2			180人	
合 計			721人	

② 労働組合により最低賃金を改定することが必要であるとの機関決定が、行われている
場合の構成員の内訳

	機関決定を行った労働組合名	その構成員（労働組合員）数
1		96人
2		167人
3		179人
4		129人
5		140人
6		190人
7		291人
8		65人
合 計		1,257人

2. 申出代表者に対する委任書

(別紙に添付)

2025年8月 6日

山形労働局長
島田博和殿

宮城県仙台市宮城野区榴丘 4-5-22
宮城野センタービル 2F 日産労連内
自動車総連山形地方協議会
議長 石山智規

申 出 書

最低賃金法第15条、第1項の規定により、山形県自動車整備業最低賃金の改正を下記の通り申し出る。

記

1. 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲

山形県において、自動車整備業を営む使用者に使用される労働者

3, 269 人

2. 改正決定を申し出る最低賃金の件名

山形県自動車整備業最低賃金

3. 申出の内容

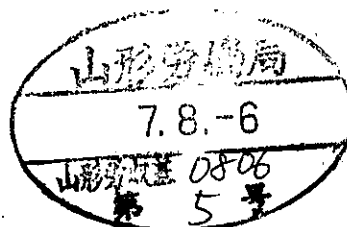
上記2の最低賃金の改正決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条、第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申出の理由

申出産業においては、同種の基幹的労働者について産業別最低賃金の改正を必要とする程度の賃金格差が存在する等のため、事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の合意をもって法定最低賃金の改正決定を求めるものである。

5. 添付書類

- (1) 山形県における自動車整備業の事業所数と労働者数の概数
- (2) 申請代表者に対する委任書
- (3) 最低賃金改正の必要性の決議書
- (4) 個々の労働者の合意署名



以 上

自動車整備業

1. それぞれ合意の効力の及ぶ労働者の範囲とその数、及び当該地域内の同種の労働者の概数

(1) 山形県における自動車整備業の事業所数と労働者の概数

産業分類	事業所数	適用労働者数	備 考
自動車整備業 R89 (I591 の一部、H43 の一部、 H44 の一部)	990	3,269人	

(2) 合意の効力の及ぶ山形県における自動車整備業の労働者の範囲

総 括 表

合意のケース	合意の効力の及ぶ範囲		備 考
	労働協約等の数	労働者数	
労働協約			
労使協定等			
機関決定	11	1,407人	
個別合意等	9	74人	
総 計	20	1,481人	

①労働組合により最低賃金を改定することが必要であるとの機関決定が、行われている
場合の構成員の内訳

	機関決定を行った労働組合名	その構成員（労働組合員）数
1		171人
2		155人
3		97人
4		288人
5		83人
6		69人
7		14人
8		90人
9		202人
10		148人
11		90人
合 計		1,407人

②改定決定に関する申出について書面をもって合意を行った労働者の内訳

	事業所名	合意を行った 労働者数
1		2人
2		4人
3		4人
4		5人
5		7人
6		10人
7		21人
8		7人
9		14人
合 計		74人

2. 申出代表者に対する委任書
(別紙に添付)

2025年度「特定最低賃金」疎明資料解説

1. 一般産業用機械製造

(1) 賃金センサスによるデータ

令和6年賃金構造基本統計調査（厚生労働省HPより）

都道府県別第1表 年齢階級別きまって支給する現金給与額、所定内給与額及び年間賞与その他特別給与額

山形県 E 製造業

2. 電子部品・デバイス・電子回路・電気機械器具製造業

(1) 申し出労働者間における賃金格差

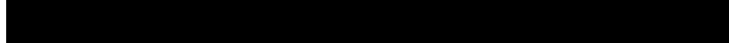
18歳最低賃金額（企業内最賃）

A社：



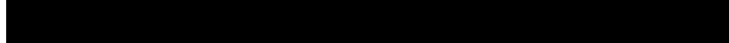
(469人)

B社：



(245人)

C社：



(258人)

(2) 賃金センサスによるデータ

令和6年賃金構造基本統計調査（厚生労働省HPより）

都道府県別第1表 年齢階級別きまって支給する現金給与額、所定内給与額及び年間賞与その他特別給与額

山形県 E28 電子部品・デバイス・電子回路製造業

3. 自動車整備業

(1) 賃金センサスによるデータ

令和6年賃金構造基本統計調査（厚生労働省HPより）

都道府県別第1表 年齢階級別きまって支給する現金給与額、所定内給与額及び年間賞与その他特別給与額

山形県 R サービス業（他に分類されないサービス業）

4. 自動車・同付属品製造業

(1) 賃金センサスによるデータ

令和6賃金構造基本統計調査（厚生労働省HPより）

都道府県別第1表 年齢階級別きまって支給する現金給与額、所定内給与額及び年間賞与その他特別給与額

山形県 E 製造業

各企業間における最低賃金の疎明資料

I. 一般産業用機械製造業

1. 賃金センサスによる規模間格差（所定内給与額）

山形県 E 製造業 男女計

単位 1, 0 0 0 円

区 分	1, 0 0 0 人以上	1 0 0 ～ 9 9 9 人	1 0 ～ 9 9 人
～ 1 9 歳	196.9	197.0	174.7
(指 数)	100	100.1%	88.7%
2 0 ～ 2 4 歳	228.0	211.2	192.6
(指 数)	100	92.6%	84.5%
2 5 ～ 2 9 歳	254.0	222.9	197.7
(指 数)	100	87.8%	77.8%
3 0 ～ 3 4 歳	277.9	241.4	210.5
(指 数)	100	86.9%	75.7%
3 5 ～ 3 9 歳	320.9	259.9	237.4
(指 数)	100	81.0%	74.0%
4 0 ～ 4 4 歳	315.6	296.1	244.2
(指 数)	100	93.8%	77.4%
4 5 ～ 4 9 歳	358.4	314.5	251.2
(指 数)	100	87.8%	70.1%
5 0 ～ 5 4 歳	373.9	341.4	258.7
(指 数)	100	91.3%	69.2%
5 5 ～ 5 9 歳	394.5	332.8	256.1
(指 数)	100	84.4%	64.9%
6 0 ～ 6 4 歳	312.3	265.3	217.0
(指 数)	100	85.0%	69.5%
6 5 ～ 6 9 歳	207.3	214.7	205.1
(指 数)	100	103.6%	98.9%
7 0 歳～	264.3	216.0	191.5
(指 数)	100	81.7%	72.5%

各企業間における最低賃金の疎明資料

Ⅱ．電子部品・デバイス・電子回路製造業

１．申し出労働者間における賃金格差（時間額）

単位 円

区 分	A 社	B 社	C 社
時 間 額	1, 3 1 4	1, 1 6 2	1, 0 0 0
(指 数)	1 0 0	8 8. 4	7 6. 1

２．賃金センサスによる規模間格差（所定内給与額）

山形県 E28 電子部品・デバイス・電子回路製造業 男女計

単位 1, 0 0 0 円

区 分	1, 0 0 0人以上	1 0 0～9 9 9人	1 0～9 9人
～1 9 歳	189.3	210.1	—
(指 数)	100	111.0%	#VALUE!
2 0～2 4 歳	232.1	220.0	—
(指 数)	100	94.8%	#VALUE!
2 5～2 9 歳	268.3	—	218.8
(指 数)	100	#VALUE!	81.6%
3 0～3 4 歳	295.2	216.3	170.5
(指 数)	100	73.3%	57.8%
3 5～3 9 歳	291.2	240.3	173.5
(指 数)	100	82.5%	59.6%
4 0～4 4 歳	374.8	251.9	270.0
(指 数)	100	67.2%	72.0%
4 5～4 9 歳	408.7	324.5	242.4
(指 数)	100	79.4%	59.3%
5 0～5 4 歳	439.3	345.6	170.3
(指 数)	100	78.7%	38.8%
5 5～5 9 歳	444.7	312.0	—
(指 数)	100	70.2%	#VALUE!
6 0～6 4 歳	386.3	215.3	223.4
(指 数)	100	55.7%	57.8%
6 5～6 9 歳	229.8	193.4	360.0
(指 数)	100	84.2%	156.7%
7 0 歳～	—	—	160.0
(指 数)	100	#VALUE!	#VALUE!

各企業間における最低賃金の疎明資料

Ⅲ. 自動車整備業

1. 賃金センサスによる規模間格差（所定内給与額）

山形県 R サービス業（他に分類されないもの） 男女計

単位 1, 0 0 0 円

区 分	1, 0 0 0 人以上	1 0 0 ～ 9 9 9 人	1 0 ～ 9 9 人
～ 1 9 歳	—	174.5	194.0
(指 数)	100	#VALUE!	#VALUE!
2 0 ～ 2 4 歳	203.2	186.8	205.2
(指 数)	100	91.9%	101.0%
2 5 ～ 2 9 歳	229.5	215.4	225.2
(指 数)	100	93.9%	98.1%
3 0 ～ 3 4 歳	224.9	218.8	236.5
(指 数)	100	97.3%	105.2%
3 5 ～ 3 9 歳	255.0	235.6	263.7
(指 数)	100	92.4%	103.4%
4 0 ～ 4 4 歳	244.7	255.2	257.0
(指 数)	100	104.3%	105.0%
4 5 ～ 4 9 歳	254.7	277.1	279.5
(指 数)	100	108.8%	109.7%
5 0 ～ 5 4 歳	269.9	249.7	271.4
(指 数)	100	92.5%	100.6%
5 5 ～ 5 9 歳	238.5	233.0	253.7
(指 数)	100	97.7%	106.4%
6 0 ～ 6 4 歳	205.6	193.9	222.7
(指 数)	100	94.3%	108.3%
6 5 ～ 6 9 歳	171.2	197.8	200.3
(指 数)	100	115.5%	117.0%
7 0 歳～	169.9	192.7	158.2
(指 数)	100	113.4%	93.1%

各企業間における最低賃金の疎明資料

IV. 自動車・同附属品製造業

1. 賃金センサスによる規模間格差（所定内給与額）

山形県 E 製造業 男女計

単位 1, 0 0 0 円

区 分	1, 0 0 0 人以上	1 0 0 ～ 9 9 9 人	1 0 ～ 9 9 人
～ 1 9 歳	196.9	197.0	174.7
(指 数)	100	100.1%	88.7%
2 0 ～ 2 4 歳	228.0	211.2	192.6
(指 数)	100	92.6%	84.5%
2 5 ～ 2 9 歳	254.0	222.9	197.7
(指 数)	100	87.8%	77.8%
3 0 ～ 3 4 歳	277.9	241.4	210.5
(指 数)	100	86.9%	75.7%
3 5 ～ 3 9 歳	320.9	259.9	237.4
(指 数)	100	81.0%	74.0%
4 0 ～ 4 4 歳	315.6	296.1	244.2
(指 数)	100	93.8%	77.4%
4 5 ～ 4 9 歳	358.4	314.5	251.2
(指 数)	100	87.8%	70.1%
5 0 ～ 5 4 歳	373.9	341.4	258.7
(指 数)	100	91.3%	69.2%
5 5 ～ 5 9 歳	394.5	332.8	256.1
(指 数)	100	84.4%	64.9%
6 0 ～ 6 4 歳	312.3	265.3	217.0
(指 数)	100	85.0%	69.5%
6 5 ～ 6 9 歳	207.3	214.7	205.1
(指 数)	100	103.6%	98.9%
7 0 歳～	264.3	216.0	191.5
(指 数)	100	81.7%	72.5%



令和 7 年 9 月 2 日

山形地方最低賃金審議会
会長 本 間 佳 子 殿

山形地方最低賃金審議会
山形県最低賃金専門部会
部会長 丸山 政己

山形県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和 7 年 7 月 14 日、山形地方最低賃金審議会において付託された山形県最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙 1 のとおりの結論に達したので報告する。

また、別紙 2 のとおり平成 20 年 8 月 6 日付け中央最低賃金審議会の「平成 20 年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方にに基づき最新のデータにより比較したところ、令和 5 年 10 月 14 日発効の山形県最低賃金（時間額 900 円）は、令和 5 年度の山形県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は別紙 3 のとおりである。

さらに、当専門部会としては、山形県内の中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備の必要性は労使共通の認識であることを踏まえ、別紙 4 のとおり政府等への要望として山形地方最低賃金審議会の答申に付記することを要望する。

山形県最低賃金

- 1 適用する地域
山形県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1 時間 1, 0 3 2 円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
令和 7 年 12 月 23 日

山形県最低賃金と生活保護との比較について

1 地域別最低賃金

- (1) 件 名 山形県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 900 円
- (3) 発 効 日 令和 5 年 10 月 14 日

2 生活保護水準

- (1) 比較対象者
18～19 歳・単身世帯者
- (2) 対象年度
令和 5 年度
- (3) 生活保護水準（令和 5 年度）
生活扶助基準（第 1 類費＋第 2 類費＋期末一時扶助費）の山形県内人口
加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（97,803 円）。

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記 1 の（2）に掲げる金額の 1 箇月換算額（註）と上記 2 の（3）に掲げる金額とを比較すると山形県最低賃金の下回っているとは認められなかった。

（註）1 箇月換算額

900 円（山形県最低賃金）×173.8（1 箇月平均法定労働時間数）
×0.807（可処分所得の総所得に対する比率※）＝126,231 円

※令和 7 年 7 月 22 日開催中央最低賃金審議会第 2 回目安に関する小委員会配付資料 No. 2 「生活保護と最低賃金」のグラフに示された比率。

別紙3

○公益委員	粕谷真生	コーエンズ久美子	丸山政己
-------	------	----------	------

○労働者側委員	石川正樹	柿崎隆英	納富聡
---------	------	------	-----

○使用者側委員	木村和浩	丹哲人	仁藤友貴
---------	------	-----	------

政府等への要望

当専門部会としては、山形県内の中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備の必要性は労使共通の認識であることを踏まえ、以下のことを山形地方最低賃金審議会の答申に付記することを要望する。

- 1 中央最低賃金審議会での目安の決定にあたっては、地方最低賃金審議会の審議日程に十分に配慮すること。
- 2 最低賃金の地域間格差の是正については、Cランク県が競って大幅な引上げ額の改定をせざるを得ない事態となっており、地方の中小企業、小規模事業者に急激で過重な負担を強いる状況となっている。こうした状況を踏まえ、Cランク県に対し格差是正に繋がるような支援策等を審議に先立ち提示していただきたい。
- 3 中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、所管官庁は労務費、原材料費、エネルギーコスト等上昇分の適切な価格転嫁の確実な実現に向け、監視と指導その他効果的な対策を徹底すること。
- 4 賃上げを実施した企業に対する社会保険料負担額の軽減や、年収の壁の撤廃等、企業が継続して賃上げを実施していくために必要となる税制改正を含めた措置を講じるとともに、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025改訂版」及び「経済財政運営と改革の基本方針2025」で閣議決定された「中央最低賃金の目安を超える最低賃金の引上げが行われた場合の重点的な支援」について、早急に具体的な内容を示し実施すること。

なお、地方最低賃金審議会における最低賃金改定に係る金額審議前に、目安額を超えた引上げを実施した場合に重点支援が行われるといった政府方針が示されたことは、目安額を基に本審議会が地域の実情を考慮しつつ、最低賃金決定3要素のデータに基づき審議するとされている審議のあり方を歪めかねない事態であることを指摘しておく。政府に対しては何よりも、先に述べたとおり速やかに具体的な支援策の決定と実施を要望する。



令和 7 年 9 月 3 日

山形労働局長
島 田 博 和 殿

山形地方最低賃金審議会
会長 本 間 佳 子

山形県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和 7 年 7 月 14 日付け山形労発基 0714 第 1 号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙 1 のとおりの結論に達したので答申する。

また、別紙 2 のとおり平成 20 年 8 月 6 日付け中央最低賃金審議会の「平成 20 年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方にに基づき最新のデータにより比較したところ、令和 5 年 10 月 14 日発効の山形県最低賃金（時間額 900 円）は、令和 5 年度の山形県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

なお、当審議会としては、山形県内の中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備の必要性は労使共通の認識であることを踏まえ、別紙 3 のとおり政府等へ要望する。

山形県最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する地域
山形県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1 時間 1, 0 3 2 円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
令和 7 年 12 月 23 日

山形県最低賃金と生活保護との比較について

1 地域別最低賃金

- (1) 件 名 山形県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 900 円
- (3) 発 効 日 令和 5 年 10 月 14 日

2 生活保護水準

- (1) 比較対象者
18～19 歳・単身世帯者
- (2) 対象年度
令和 5 年度
- (3) 生活保護水準（令和 5 年度）
生活扶助基準（第 1 類費＋第 2 類費＋期末一時扶助費）の山形県内人口
加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（97,803 円）。

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記 1 の（2）に掲げる金額の 1 箇月換算額（註）と上記 2 の（3）に掲げる金額とを比較すると山形県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

（註） 1 箇月換算額

$$900 \text{ 円（山形県最低賃金）} \times 173.8 \text{（1 箇月平均法定労働時間数）} \\ \times 0.807 \text{（可処分所得の総所得に対する比率※）} = 126,231 \text{ 円}$$

※令和 7 年 7 月 22 日開催中央最低賃金審議会第 2 回目安に関する小委員会配付資料 No. 2 「生活保護と最低賃金」のグラフに示された比率。

政府等への要望

山形地方最低賃金審議会としては、山形県内の中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備の必要性は労使共通の認識であることを踏まえ、以下のことを要望する。

- 1 中央最低賃金審議会での目安の決定にあたっては、地方最低賃金審議会の審議日程に十分に配慮すること。
- 2 最低賃金の地域間格差の是正については、Cランク県が競って大幅な引上げ額の改定をせざるを得ない事態となっており、地方の中小企業、小規模事業者に急激で過重な負担を強いる状況となっている。こうした状況を踏まえ、Cランク県に対し格差是正に繋がるような支援策等を審議に先立ち提示していただきたい。
- 3 中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、所管官庁は労務費、原材料費、エネルギーコスト等上昇分の適切な価格転嫁の確実な実現に向け、監視と指導その他効果的な対策を徹底すること。
- 4 賃上げを実施した企業に対する社会保険料負担額の軽減や、年収の壁の撤廃等、企業が継続して賃上げを実施していくために必要となる税制改正を含めた措置を講じるとともに、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025改訂版」及び「経済財政運営と改革の基本方針2025」で閣議決定された「中央最低賃金の目安を超える最低賃金の引上げが行われた場合の重点的な支援」について、早急に具体的な内容を示し実施すること。

なお、地方最低賃金審議会における最低賃金改定に係る金額審議前に、目安額を超えた引上げを実施した場合に重点支援が行われるといった政府方針が示されたことは、目安額を基に本審議会が地域の実情を考慮しつつ、最低賃金決定3要素のデータに基づき審議するとされている審議のあり方を歪めかねない事態であることを指摘しておく。政府に対しては何よりも、先に述べたとおり速やかに具体的な支援策の決定と実施を要望する。



山形労発基 0903 第 1 号
令和 7 年 9 月 3 日

山形地方最低賃金審議会
会 長 本 間 佳 子 殿

山 形 労 働 局 長
島 田 博 和

山形県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、他に分類
されないはん用機械・装置、化学機械・同装置、真空装置・
真空機器製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について
(諮問)

令和 7 年 8 月 6 日付けをもって申出代表者 J A M 南東北山形県連
絡会会長納富聡から最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条
第 1 項の規定に基づき、別添のとおり山形県ポンプ・圧縮機器、一般
産業用機械・装置、他に分類されないはん用機械・装置、化学機械・
同装置、真空装置・真空機器製造業最低賃金（平成 20 年山形労働局
最低賃金公示第 2 号）の改正決定に関する申出があったので、同法第
21 条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求め
ます。



山形労発基 0903 第 2 号
令和 7 年 9 月 3 日

山形地方最低賃金審議会
会 長 本 間 佳 子 殿

山 形 労 働 局 長
島 田 博 和

山形県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報
通信機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無につ
いて（諮問）

令和 7 年 8 月 6 日付けをもって申出代表者全日本電機・電子・情報
関連産業労働組合連合会山形地域協議会議長柿崎隆英から最低賃金
法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、別添
のとおり山形県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報
通信機械器具製造業最低賃金（平成 20 年山形労働局最低賃金公示第
3 号）の改正決定に関する申出があったので、同法第 21 条の規定に
より、その必要性の有無について、貴会の意見を求めます。



山形労発基 0903 第 3 号
令和 7 年 9 月 3 日

山形地方最低賃金審議会
会 長 本 間 佳 子 殿

山 形 労 働 局 長
島 田 博 和

山形県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）

令和 7 年 8 月 6 日付けをもって申出代表者 J A M 南東北山形県連絡会会長納富聡から最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、別添のとおり山形県自動車・同附属品製造業最低賃金（平成 20 年山形労働局最低賃金公示第 4 号）の改正決定に関する申出があったので、同法第 21 条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求めます。



山形労発基 0903 第 4 号
令和 7 年 9 月 3 日

山形地方最低賃金審議会
会 長 本 間 佳 子 殿

山 形 労 働 局 長
島 田 博 和

山形県自動車整備業最低賃金の改正決定の必要性の有無に
ついて（諮問）

令和 7 年 8 月 6 日付けをもって申出代表者自動車総連山形地方協
議会議長石山智規から最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条
第 1 項の規定に基づき、別添のとおり山形県自動車整備業最低賃金
（令和 2 年山形労働局最低賃金公示第 5 号）の改正決定に関する申
出があったので、同法第 21 条の規定により、その必要性の有無につ
いて、貴会の意見を求めます。